○国家公安委員会告示第二十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

一　有限会社航空保安警備教育システムの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　江島　聖志

(二)　変更後の代表者の氏名　前澤　信

二　変更の年月日　平成三十年六月一日

○法務省告示第百七十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成三十年六月十一日

法務大臣　上川　陽子

國分　敬一

名古屋法務局

○文部科学省告示第百四十七号

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第九条の規定に基づき、平成三十年度において社会教育主事の講習を行う教育機関、講習の期間及び受講者の人数等並びに受講者の選定の方法等を次のように告示する。

平成三十年六月十一日

文部科学大臣　林　芳正

一　講習を行う教育機関、講習の期間及び受講者の人数等

講習を行う教育機関	講習の期間	受講者の人数	問い合わせ先
北海道教育大学	平成三十年七月二十八日～八月十六日	三十名	北海道教育大学地域連携推進室 電話〇一一（七七八）〇九四二
岩手大学	平成三十年七月十七日～八月九日	五十名	岩手大学地域連携推進部地域連携・COC推進課 電話〇一九（六二一）六八五二
東北大学	平成三十年七月二日～八月八日	百二十名	東北大学教育学部・教育学研究科 電話〇二二（七九五）六一〇五
宇都宮大学	平成三十年七月十八日～八月十日	百二十名	宇都宮大学企画広報部企画広報課 電話〇二八（六四九）五〇一五
金沢大学	平成三十年七月二十三日～八月十七日	五十名	金沢大学総務部地域連携推進課 電話〇七六（二六四）五二七一
愛知教育大学	平成三十年七月二十三日～八月二十四日	六十名	愛知教育大学広報・地域連携課 電話〇五六六（二六）二六七八

○外務省告示第二百六号

平成三十年五月三十日にタシケントで、ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億円

3　署名者

日　本　側　伊藤伸彰在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アブドゥラフモン・アブドゥヴァリーエフ国家道路委員会委員長

平成三十年六月十一日

外務大臣　河野　太郎

二　受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う教育機関が、関係都道府県の教育委員会の職員及び文部科学省の関係職員等をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

備考　受講の申し込み手続きは、各大学等において行う。詳細は、各大学等へ直接問い合わせること。

実施細目の変更については、文部科学省または各大学等のホームページを参照すること。

和歌山大学	平成三十年七月二十三日～八月二十一日	五十名	和歌山大学学務課 電話〇七三（四五七）七一五二
岡山大学	平成三十年七月二十三日～八月十日	五十名	岡山大学教育学系 電話〇八六（二五一）七五八八
広島大学	平成三十年七月三十日～八月二十四日	四十名	広島大学教育学研究科 電話〇八二（四二四）六七〇五
鳴門教育大学	平成三十年七月三十日～八月二十九日	三十名	鳴門教育大学教務企画部社会連携課 電話〇八八（六八七）六一〇一
九州大学	平成三十年七月十八日～八月十一日	八十名	九州大学学務部学務企画課 電話〇九二（八〇二）五九二四
熊本大学	平成三十年七月十六日～八月十日	四十五名	熊本大学研究・産学連携部社会連携課 電話〇九六（三四二）二〇三六
国立教育政策研究所	平成三十年七月二十三日～八月二十四日	百二十名	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課 電話〇三（三八二三）〇二四一
	平成三十一年一月二十一日～二月二十七日	百二十名	

○農林水産省告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市国府町宮地字日影平一一〇、一一一、字日影五六一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字賀張一〇五地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇一の二・一〇五・一〇六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字厚賀町二〇の一〇地先・三三の一地先・二〇の一〇（以上二筆地先一筆について次の図に示す部分に限る。）、一九の五、二〇の四、二〇の一一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備